

『 相模原市建築設計業務等積算基準 』

【令和6年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

相模原市建築設計業務等積算基準

P 1 1 目的、2 根拠

改 定

現 行

1 目的

この基準は、相模原市の建築物及びその附帯施設（以下「市有建築物」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2 根拠

この基準は、主に次の文献を基に相模原市の基準として作成している。

(1) 官庁施設の設計業務等積算基準 令和6年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

1 目的

この基準は、相模原市の建築物及びその附帯施設（以下「市有建築物」という。）に係る設計等の業務（建築物の設計、工事監理、耐震診断、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、平成31年国土交通省告示第98号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。

2 根拠

この基準は、主に次の文献を基に相模原市の基準として作成している。

(1) 官庁施設の設計業務等積算基準 平成31年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

改 定	現 行
<p>4 設計業務等委託料</p> <p>(4) 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>ア 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。 (直接人件費) = $\Sigma\{(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価})\}$</p> <p>イ 諸経費 諸経費は、次式により算定する。 (諸経費) = (直接人件費) × (諸経費率)</p> <p>ウ 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 (技術料等経費) = $\{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$</p> <p>エ 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>オ 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) ※ × (消費税等率) <u>※業務価格のうち、課税対象分とする。</u></p>	<p>4 設計業務等委託料</p> <p>(4) 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>ア 直接人件費 直接人件費は、委託に付する業務に直接従事する技術者の業務人・時間数に、当該技術者の業務能力（技術力、業務処理能力等）に応じた直接人件費単価を乗じたものの総和とし、次式により算定する。 (直接人件費) = $\Sigma\{(\text{業務人} \cdot \text{時間数}) \times (\text{直接人件費単価})\}$</p> <p>イ 諸経費 諸経費は、次式により算定する。 (諸経費) = (直接人件費) × (諸経費率)</p> <p>ウ 技術料等経費 技術料等経費は、次式により算定する。 (技術料等経費) = $\{(\text{直接人件費}) + (\text{諸経費})\} \times (\text{技術料等経費率})$</p> <p>エ 特別経費 特別経費は、業務内容の実態に応じて算定する。</p> <p>オ 消費税等相当額 消費税等相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) × (消費税等率)</p>